「道の駅かでなデジタルサイネ―ジ」導入業務企画提案（プロポーザル）
公募要領

１．事業名称

道の駅かでなデジタルサイネ―ジ導入業務

２．事業目的

嘉手納町へ来訪した人々に、嘉手納町の観光情報を発信するため、観光施設へ、ＩＣＴ技術を活用した基盤整備を行い、情報発信を強化することにより、町内全体の観光資源の活用と回遊性の向上を促進する。

３．業務の内容

別紙「特記仕様書」のとおり

４．契約期間等

（１）契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後 10 日以内に予定。

（２）契約期間

契約日より平成 26 年 3 月 31 日までとする。

５．見積りに関する要件等

委託金額は、9,405 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

６．参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ本業務の主務担当者がプレゼンテーションを行うこと。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。

（３）先進的かつ独創的なデジタルサイネージ導入を積極的に企画提案できる能力を有していること。

（４）業務担当者の専門知識及び業務執行能力に優れていること。

（５）情報収集・活用能力に優れていること。

（６）地域特性への理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。

（７）会議運営におけるマネジメント能力に優れていること。

（８）平成 25 年 11 月 1 日現在で、県内に本社、支社及び事務所があること。

（９）会社更生法第１７条又は民事再生法第２１条の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。

（１０）国税、県税及び市町村税について未納のないこと。

※指名通知時点または参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結

までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しないことがある。

７．公募要領等に対する質問の受付及び回答

本公募要領の内容に不明な点及び質問等がある場合は、質問書（様式第５号）を提出すること。

（１）提出期限：平成 25 年 12 月 5 日（木）　正午まで

（２）提出場所：嘉手納町役場産業環境課

嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL：098-956-1111 内線 326

（３）提出方法：別添の質問書により、直接持参するか電子メールにて提出すること。

（４）E-mail アドレス： sangyou @town.kadena.okinawa.jp

（５）回答方法：質問に対する回答は、平成 25 年 12 月 6 日（金）までに企画提案参加業者全てに電子メールにて行う。

※メール送信の件名は、「道の駅かでなデジタルサイネ―ジに係る質問」とすること。

８．企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、事務局に持参するものとし、平成 25 年 12 月 9 日（月）正午を締切りとする。

提出書類は次のとおりとする。

（１）企画提案参加申込書（様式第１号）

（２）会社概要書（任意様式：A４版１枚）

※以下の項目は必ず記載すること。

①会社名

②本社（支社、事務所）所在地

③技術者数（本社、支社及び事務所）

④営業種目

⑤連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）

（３）業務経歴書（様式第２号）

（４）業務の実施体制（様式第３号）

（５）配置予定者調書（管理責任者）（様式第４号－１）

（６）配置予定者調書（主務担当者・担当者）（様式第４号－２）

（７）質問書（様式第５号）

（８）企画提案書

①A4 判両面印刷、縦づかい、横書き、15 ページ以内、書式は自由とする。

②必要に応じて A3 伴横書き資料、図表を織り込むことも可能。

※提出は１業者１提案とし、提出部数は 13 部とする。

（９）実施スケジュール

（１０）国税及び地方税の納税証明書

（１１）見積書（任意様式：Ａ４版）総額の提示及び内訳を添付すること。

※（５）、（６）の配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

９．企画提案書への記載事項

今回の企画提案は道の駅かでなへの「デジタルサイネ―ジ」導入に向けた手法・取組方法等に

ついて提案を求めるものである。概ね以下の内容を示すこと。

（１）嘉手納町の観光地案内及び特産品の紹介方法
（２）嘉手納町飲食店等の掲載方法
（３）交通情報の掲載方法
（４）災害情報の掲載方法
（５）保守・運営費に係る維持管理費と方法

10. 企画提案書等の取扱について

（１）企画提案（プロポーザル）に関して提出した書類等（以下、「企画提案書等」という。）は、この要領に認めるものを除き、変更又は取り消しができないものとする。
（２）提出された企画提案書等は一切返却しない。
（３）企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
（４）応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
（５）企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
（６）企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
（７）応募した企画提案（プロポーザル）の著作権は、その応募者に帰属する。
（８）採用した企画提案（プロポーザル）の使用権は、嘉手納町に帰属する。

11. 委託業者選定について

デジタルサイネージの導入に向けて、委託業者を適正に選択するため業者選定委員会を設ける。
応募多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、プレゼンテーションを行う業者を選定する。
※審査委員長の決定により審査を省略できる。
二次審査（プレゼンテーション審査）において企画提案（プロポーザル）による採点審査を行い、最も優れた業者を決定する。

12. プレゼンテーションについて

（１）プレゼンテーションの詳細については、後日連絡する。
（２）プレゼンテーションの順番については、事務局にてくじ引きを行い、その結果により決定する。
（３）企画提案はパワーポイント等により実施し、様式第４号－１又は様式第４号－2 に記載された配置予定者のうち、主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行う。
（４）審査会場への入場者は３名以内とし、持ち時間は 15 分程度とする。その後 10 分以内で質疑応答を予定。

13. 審査内容及び結果の通知

各参加業者のプレゼンテーション終了後、次の項目により業者選定委員会が採点・審査を行い、後日すみやかに審査結果を通知する。
審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
・業務経歴・・・・・・・・・・・配点：10／100

・業務実施体制・・・・・・・・・配点：15／100
・企画提案の内容・・・・・・・・配点：75／100

14. 委託契約の締結権

業者選定委員会にて選定した業者と委託契約を締結するものとする。
また、最上位者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を委託予定業者とする。
※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

15. スケジュール

平成 25 年 11 月 28 日（木）～12 月 9 日（月）正午まで	募集期間
平成 25 年 12 月 9 日（月）正午まで	企画提案書提出期限
平成 25 年 12 月 10 日（火）	一次審査（書類審査）
平成 25 年 12 月 10 日（火）	一次審査結果及び二次審査日程の通知
平成 25 年 12 月 11 日（水）～13 日（金）	二次審査（プレゼンテーション）
平成 25 年 12 月 13 日（金）	審査結果通知（予定）

16. 受託者の責務

（1）守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務実施に際してはコンサルタントとしての中立を遵守すること。

（2）再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

17. 問い合わせ先及び提出先

〒904-0293
嘉手納町字嘉手納 588 番地
嘉手納町役場　産業環境課　担当：洲鎌
TEL：098-956-1111 内線 326
FAX：098-956-9508
E-mail：sangyou@town.kadena.okinawa.jp